

## ～納税義務者の異動等に伴う軽自動車の名義・住所等変更について～

中井町税務町民課

軽自動車の持ち主が変わったときや、持ち主の姓や住所が変わったときは、変わった日から15日以内に届け出ることが法律により義務付けられています。住所変更を行わないと、いつまでも中井町から課税されることとなります。また、名義変更を行わないと、納税証明書の発行ができなくなってしまうこともありますので、必ず届け出をしましょう。

車両の種別	手続き内容	手続きする場所	必要なもの
原動機付自転車 (125cc 以下)	姓の変更や 町内での転居	中井町役場税務町民課	・標識交付証明書 ・本人確認書類
	持ち主の変更 (町内同士)	0465-81-1113(直通)	・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・本人確認書類
	町外への転居	お住まいの市区町村の 軽自動車税担当課	・標識交付証明書 ・ナンバープレート ※印鑑
小型特殊自動車 ミニカー	持ち主の変更 (町外の方へ)	新所有者のお住まいの 市区町村の軽自動車税担当課	・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・ナンバープレート ※印鑑
	標識の返却	中井町役場税務町民課 または お住まいの市区町村の 軽自動車税担当課	・標識交付証明書 ・ナンバープレート ※印鑑

※ 印鑑が必要となるかはお住まいの市区町村にご確認ください。

車両の種別	手続き内容	手続きする場所	必要なもの等の各種問い合わせ先
軽四輪・軽三輪 けん引車	各種手続き	お住まいの市区町村を 所管する軽自動車協会	軽自動車検査協会 神奈川県事務所湘南支所 電話 050-3816-3119 (※湘南ナンバーの場合)
軽自動車二輪 (250cc 以下)		お住まいの市区町村を 所管する陸運支局	関東運輸局神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2038 (※湘南ナンバーの場合)
二輪の小型自動車 (250cc 超の二輪)			

※ 所管する軽自動車検査協会または陸運支局については、裏面を確認いただくかお住まいの市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。